

国家戦略特区各省ヒアリング資料



平成26年5月

法務省入国管理局

家事使用人の受入れについて

家事使用人の帯同が認められる者

- ① 外交官, 領事官等
- ② 「投資・経営」の在留資格や「法律・会計業務」の在留資格をもって在留する事務所の長等
- ③ 「高度人材ポイント制」により高度人材と認定された者

家事使用人に係る主な要件

- ① 外国人雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができること
- ② 外国人雇用主の個人的使用人として雇用されること
- ③ 18歳以上であること
- ④ 外国人雇用主の家事に従事する活動を行うこと
- ⑤ 月額20万円以上の報酬を受けること
- ⑥ 他に家事使用人が雇用されていないこと
- ⑦ 外国人雇用主が13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること 等

(注1)外国人雇用主によって要件は異なる。

(注2)高度人材と認定された者が雇用主となる場合には雇用主側の年収が要件となる。

「特定活動」の在留資格

「特定活動」の在留資格は、我が国の社会、経済情勢の変化等により、あらかじめ定められた活動類型のいずれにも該当しない活動を行う外国人の上陸・在留を認める必要が生じる場合に、臨機に対応できるようにするため設けられた在留資格

「特定活動」の該当例

- ・ ポイント制による高度人材
- ・ 高度研究者
- ・ 外交官等の家事使用人
- ・ ワーキングホリデー
- ・ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者 等

【出入国管理及び難民認定法 別表第1の2(抄)】

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ～ハ(略) ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動(※)

(※) 入国にあたって「特定活動」の在留資格を付与できる活動の類型については、法務大臣があらかじめ告示(平成2年法務省告示第131号)で定めている。

家事支援のための外国人材の受入れに係る政府全体での検討について

- 外国人材による家事支援サービスを必要とするニーズの確認
- 適切な監理体制の確保
- 外国人材の生活環境, 労働環境の整備
- 問題が生じた場合の保護措置
- 確実な帰国担保措置

<検討事項>

- ⇒ 国内での活動形態, 受入れ主体, 契約関係等
- ⇒ 外国人材の本国における選定や送出しの仕組み
- ⇒ 外国人材のあっせんの仕組み
- ⇒ 受入れ主体の責任 等

「投資・経営」の在留資格 ①

「投資・経営」の在留資格は、外資系企業の経営者、管理者等を受け入れるために設けられた在留資格

「投資・経営」の在留資格

【出入国管理及び難民認定法 別表第1の2(抄)】

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。

上陸許可基準

【出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令(抄)】

活動	基準
<p>法別表第1の2の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>1 申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。 <p>2 申請人が本邦における貿易その他の事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦における貿易その他の事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該事業を営むための事業所が本邦に存在すること。 ロ 当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者（法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。 <p>3 申請人が本邦における貿易その他の事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について3年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

「企業内転勤」の在留資格 ①

「企業内転勤」の在留資格は、人事異動により外国の事業所から日本の事業所に転勤する専門技術者等を受け入れるために設けられた在留資格

「企業内転勤」の在留資格

【出入国管理及び難民認定法 別表第1の2(抄)】

在留資格	本邦において行うことができる活動
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

「企業内転勤」の在留資格 ②

上陸許可基準

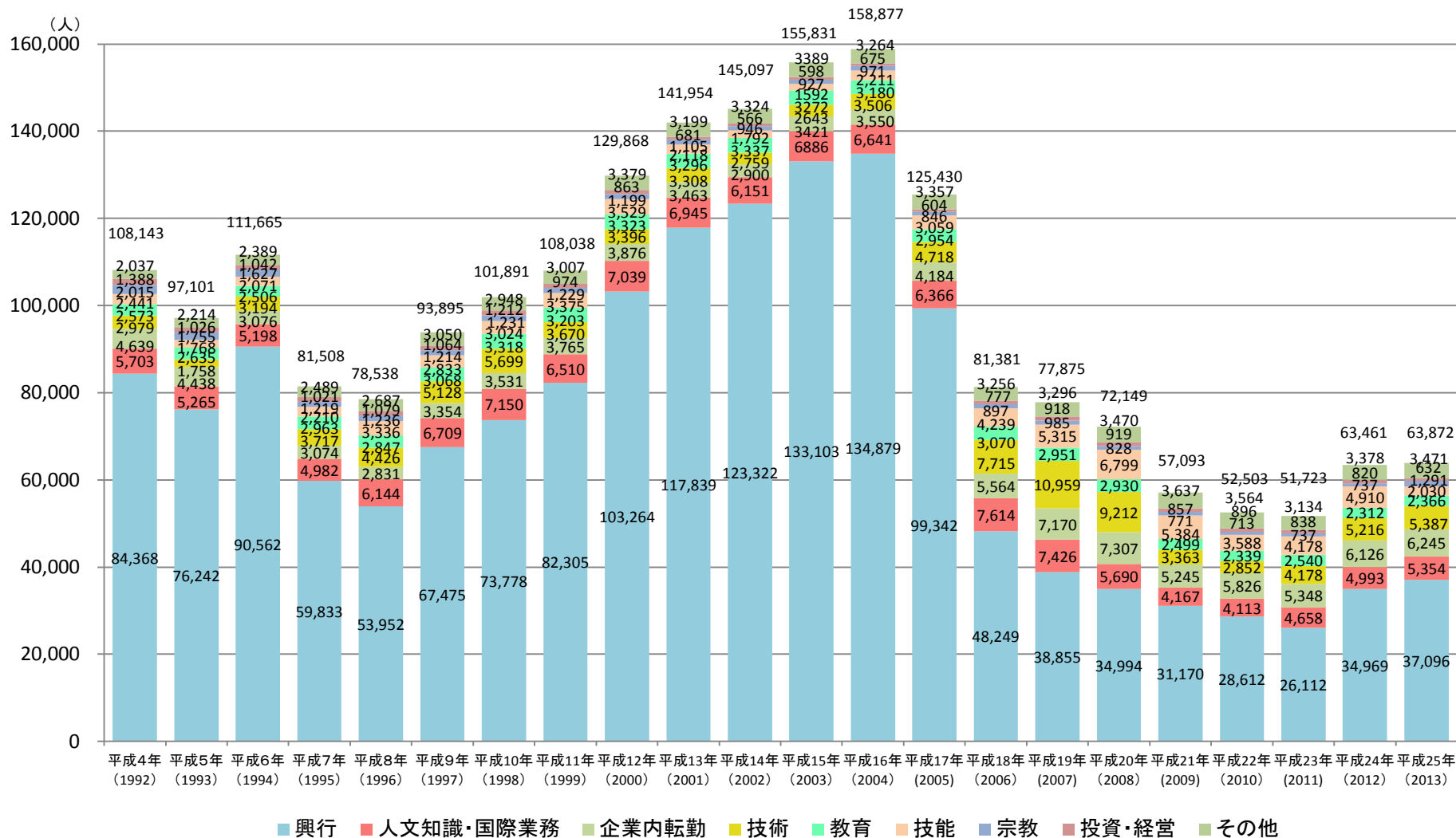
【出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令(抄)】

活動	基準
法別表第1の2の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第1の2の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あること。2 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

就労目的の在留資格に係る新規入国者数の推移

参考1

- 専門的・技術的分野における在留資格の新規入国者数は、近年、減少傾向が続いていたが、平成24年は増加に転じ、約6万3,000人（前年比約11,700人、22.7%増）となっている。
- 平成17年以降に大幅な減少が見られるのは、平成17年及び平成18年の「興行」の上陸基準省令の見直しが行われたことなどが要因として考えられる。

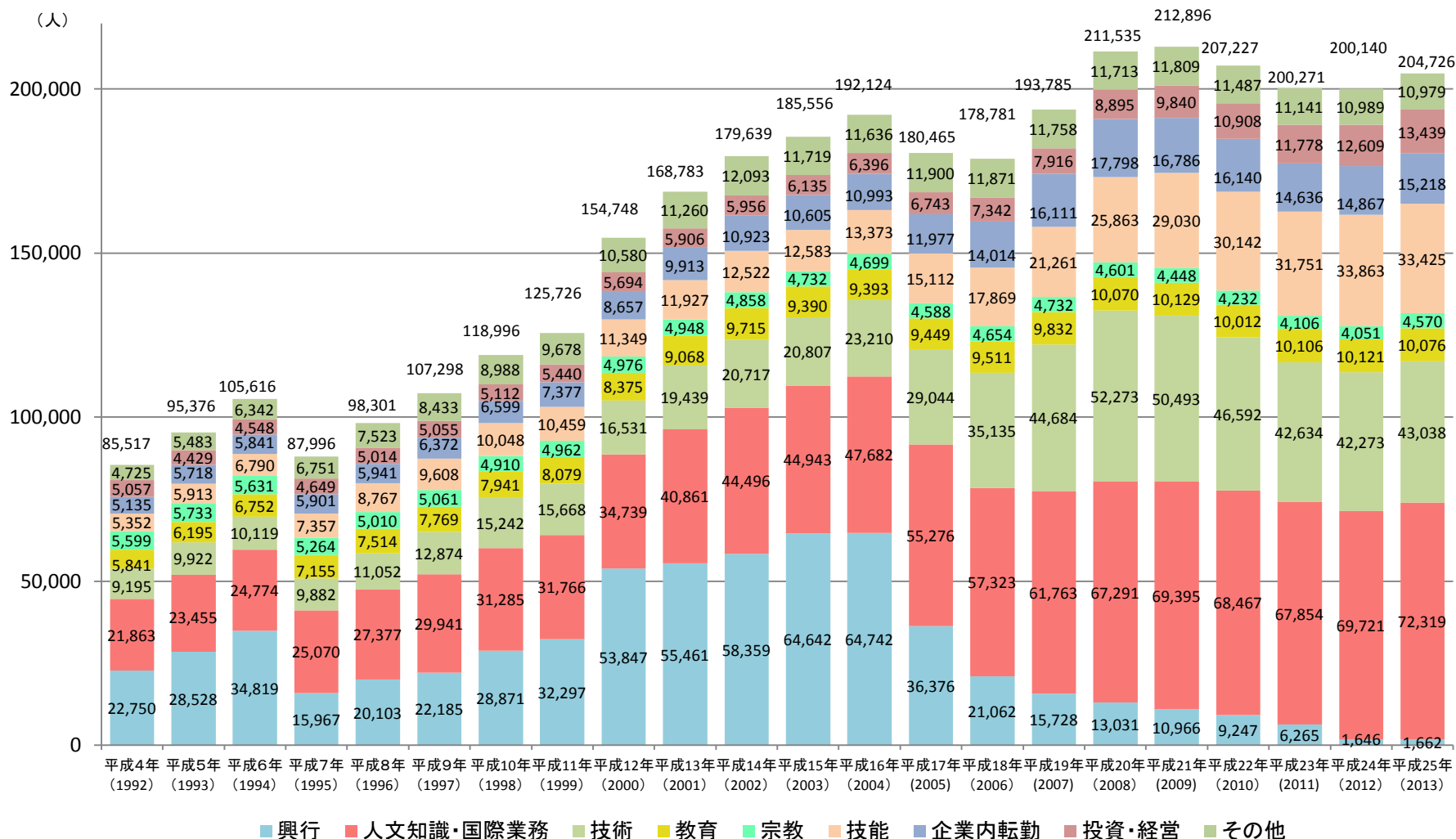


(注)「その他」は在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」の人数を合算したものである。

就労目的の在留資格に係る在留外国人数の推移

参考2

- 近年、専門的・技術的分野の在留資格の在留外国人は約20万人で推移している。
- 「人文知識・国際業務」及び「技術」の在留資格が全体の半数以上を占めている。



(注1) 本統計は、各年末現在の数値である。

(注2) 平成23年までは外国人登録者数、24年以降は在留外国人数である。

(注3) 「その他」は在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」の人数を合算したものである。